

仕 様 書

請負の表示 全身麻酔装置 GEヘルスケア・ジャパン(株)製 1式の保守点検業務

保守対象装置 別紙2のとおり

1. 受注者は、本仕様書により、誠実に請負を実施するものとする。
2. この契約の細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
3. 請負代金は1回払いとし、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
4. 発注者は、保守点検の実施に際し、国立大学法人大阪大学医学部附属病院（以下「本院」という。）職員を立ち合わせ、監督するものとする。
5. 検収は、受注者が提出する報告書に基づいて行うものとする。
6. 定期保守点検の実施日は、予め本院職員と協議して定めるものとする。
7. 保守点検のために受注者の技術員が来院したときは、本院職員に申し出なければならない。帰社の際も同様とする。
8. 保守点検実施上疑義が生じたときは、その都度、本院職員と協議し、円滑に処理するものとする。
9. その他詳細については、本院職員との協議によるものとする。

I. 請負の概要

本院で使用している 全身麻酔装置 GEヘルスケア・ジャパン(株)製 1式（以下「本装置」という。）が正常かつ円滑に作動するよう本仕様書により入念確実に保守点検を行うものである。

II. 請負の期間

令和3年 4月 1日～令和4年 3月 31日

III. 請負の実施時間帯

原則として、月曜日から金曜日まで：8時30分～17時15分（国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）ただし、予め本院職員の承認を受けたときは、この限りではない。

IV. 請負の実施場所

本院外来・中診棟 4階手術部

V. 請負の内容

一般事項

- (1) 受注者は、保守点検の都度、本院立ち合い者の確認を受けた保守点検報告書を本院管理課用度第二係に提出するものとする。
この報告書には、次の各号の事項について記入するものとする。
 - ア. 点検した各部の異常の有無
 - イ. 部品の交換があったときは、その品名及び数量
 - ウ. 修理を行ったときは、その詳細
 - エ. この保守点検以外に処理しなければならないと認められる事項等

特記事項

1. 定期保守点検

- (1) 受注者は、メーカー所定の「Advantage+Care保守」プランに基づき、別紙2に記載の①②③については契約期間内に1回、定期保守点検等に必要な技術者を派遣し本装置が正常かつ円滑に作動するよう受注者の責任において保守等を行うものとする。なお、④⑤については、機器の付属部品のため定期点検及び定期部品交換の対象外であるが、メーカー所定の「Advantage+Care保守」プランに基づき実施するものとする。
- (2) 定期交換部品として、別紙3に記載のとおり各部品を記載の交換周期により部品を交換するものとする。

2. 緊急保守点検（修理）

受注者は、発注者から本装置の故障発生等の通知があったときは、直ちに技術者を派遣し、受注者の負担で緊急保守点検（修理）を行うものとする。

保守対象装置内訳書

装置名	数量	備考
(内訳)		
①Aisys CS2	19台	
②コンパクトモジュール	21台	
③Aespire View	3台	
④アラジン2カセット デスフルラン	20台	
⑤アラジン2カセット セボフルレン	19台	

機種名	数量 (台)	部品名称	交換周期 (月)	1式当たり 交換数量(式)	交換 数量(式)	前回交換日
① Aisys CS2	19	バルブフラッパー	※	1	19	2020/4/18
		Oリング	※	1	19	2020/4/18
		バッテリー 12V	48	2	38	2018/3/24(納品日)
		バッテリー リチウム3V	48	1	19	2018/3/24(納品日)
② コンパクトモジュール (E-spectrolite)	21	E-SCXXXX 1YEAR PM KIT	12	1	21	2020/4/18
		E-SCXXXX 4YEAR PM KIT	48	1	21	2018/3/24(納品日)
		CO2 ABSORBER, E-SCXXXX	48	1	21	2018/3/24(納品日)
③ Aespire View	3	バルブフラッパー	※	1	3	2020/4/18
		気化器Oリング	12	1	3	2020/4/18
		Oリング	※	1	3	2020/4/18
		バッテリー (Aespire View)	24	1	3	2020/4/18

※定期点検時に必ず交換を行うものとする。

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

- 第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。
- 2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

- 第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

- 第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

- 第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

- 第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

- 第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

- 第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

- 第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

- 第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。